



赤坂山公園

第 1 章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市は、「三階節」で名高い米山を始め、黒姫山、八石山、西山連峰の山々、鵜川、鯖石川、別山川に代表される多くの河川とそれらが注ぎ込む美しい日本海など、山・川・海の多様で豊かな自然に恵まれ、その恩恵を享受してきました。

一方、世界規模では、資源やエネルギーを大量消費する社会経済活動の定着により、地球温暖化*、海洋汚染、越境大気汚染、廃棄物の増大など、環境を破壊する様々な問題が発生しています。

本市は、こうした問題に対し、市ができる対策を進め、将来世代にわたりこの豊かな自然と人とが共生する地域を守り、継承していく責務があります。

これまで、本市では、新潟県柏崎市環境基本条例（平成8年条例第11号）に基づき、平成10（1998）年3月に柏崎市環境基本計画を策定し、環境保全に関する取組を計画的に推進してきました。

平成21（2009）年3月に策定した柏崎市環境基本計画第2次計画（以下「第2次計画」という。）においては、「地球温暖化対策に取り組むまちづくり」「資源循環型のまちづくり」「人と自然が共生した潤いのあるまちづくり」「環境汚染のない安心して暮らせるまちづくり」「市民の参加・協働*による環境に配慮したまちづくり」を基本目標に掲げ、低炭素社会*・資源循環型社会*の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

このような経緯や国内外の環境問題に対する情勢の変化、第2次計画からの継続性も考慮しつつ、今後10年間の環境保全の基本的方針を定めるため、柏崎市環境基本計画第3次計画を策定します。



上空から撮影した柏崎市の様子

第2節 柏崎市環境基本計画第2次計画の評価

第2次計画に掲げた施策の評価は、以下のとおりです。

基本目標1 地球温暖化対策に取り組むまちづくり

本市の温室効果ガス*排出量は、算定に用いる「都道府県別エネルギー消費統計*」(経済産業省)の算定方法の変更により、目標値との厳密な比較ができなくなったことを考慮しても、削減目標は達成されていないと考えられます。

計画期間中、温暖化対策の意識向上に向けた取組は、市民参加型の省エネ活動、園児や児童生徒に対する環境学習などを行い、一定の成果があったと考えられます。今後は、温室効果ガス削減に直接的な効果のある省エネルギー*設備や再生可能エネルギー*設備等の導入に対する支援や情報提供について、より積極的に行う必要があります。

本市では、平成29(2017)年3月に策定した柏崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた施策を推進しています。

基本目標2 資源循環型のまちづくり

ごみの総排出量及び市民1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあります。一方で、容器・包装の軽量化などに伴い、ごみのリサイクル率については、大きな変化が見られず、横ばい傾向となっています。

廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R*)や適正処理に対して市民や事業者は協力的であり、特にごみの捨て方のマナーや不法投棄防止についての関心は高いといえます。

本市では、平成28(2016)年3月に策定した柏崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、3Rの周知や廃棄物の適正処理を推進しています。

基本目標3 人と自然が共生した潤いのあるまちづくり

本市の“山・森・川・海”の連携は確保され、豊かな自然環境はおおむね良好に保全されています。一方で、有害鳥獣による被害防止対策や外来生物*の拡大防止対策は継続的な取組が必要です。

基本目標4 環境汚染のない安心して暮らせるまちづくり

大気・水質・騒音・振動など、いずれも環境基準*を達成しており、おおむね快適な生活環境が維持されています。一方で、事業所からの騒音や野焼きによる悪臭等の公害苦情も発生していることから、継続した監視や原因者への指導を行っています。

基本目標5 市民の参加・協働による環境に配慮したまちづくり

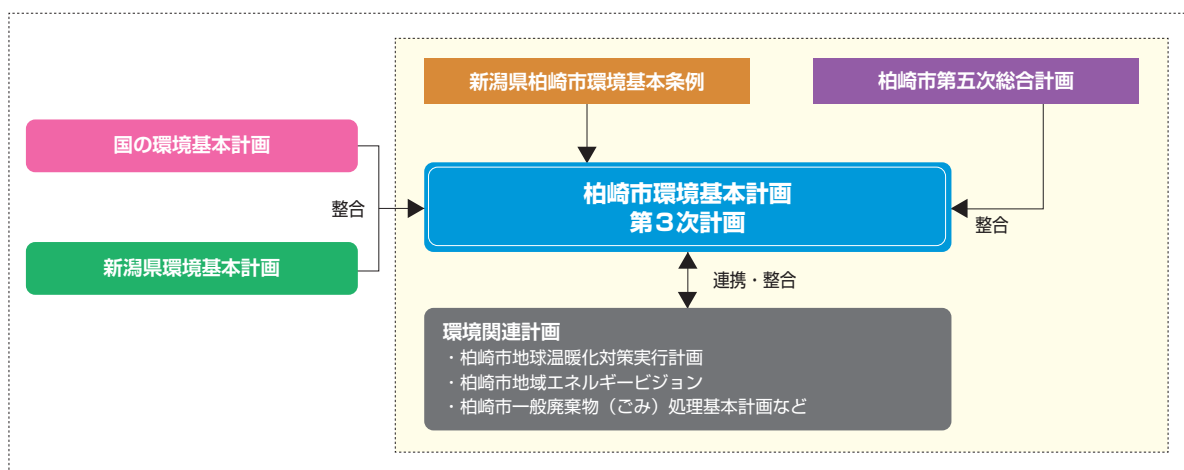
環境に対する市民活動の促進施策は、環境学習や全市一斉清掃活動に毎年度多くの参加があり、一定の成果があったと考えられます。

本市では、平成30（2018）年度から環境教育*プログラムを実施し、市内小中学生に対して地球温暖化対策を中心とした出前授業を展開しています。

第3節 計画の位置付け

本計画は、新潟県柏崎市環境基本条例第10条の規定に基づき、本市の環境保全に関する施策について総合的かつ計画的に推進するために、長期的な目標や施策の方向性を定めるものであり、市の最上位計画である柏崎市第五次総合計画を、環境的側面から推進する部門別計画として位置付けられます。

計画の策定に当たっては、国、新潟県の環境基本計画や柏崎市地球温暖化対策実行計画、柏崎市地域エネルギービジョン、柏崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画など本市の環境関連計画との整合を図っています。



計画の位置付け

第4節 計画の期間と対象範囲

1 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く社会情勢の変化、新たな環境課題等を考慮し、具体的な施策や取組について、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。



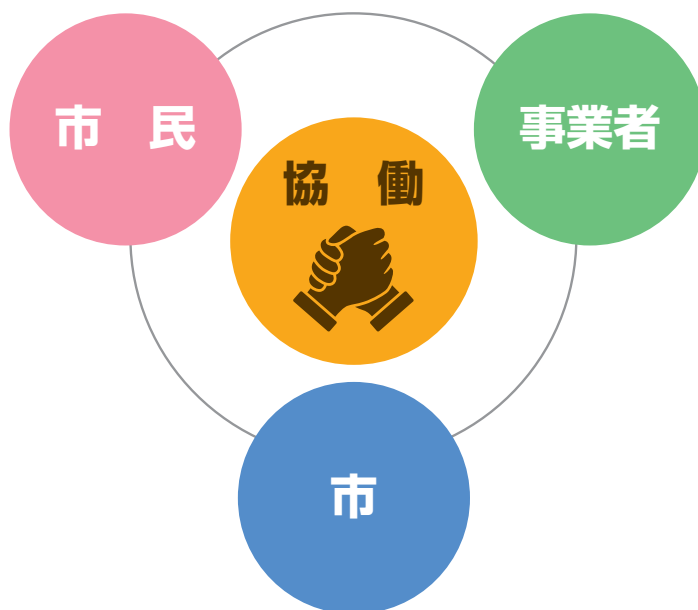
2 計画の対象範囲

柏崎市環境基本計画第3次計画の対象とする範囲は、以下のとおりとします。

分野	主な内容
(1) 地球環境	地球温暖化など
(2) 生活環境	廃棄物、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下など
(3) 自然環境	生物多様性*、森林、農地、水辺地など

3 計画の対象とする主体

本市の環境保全を推進するためには、市民・事業者・市のそれぞれが果たすべき義務と責任を自覚し、役割を担っていく必要があります。また、「協働」の考えに基づき、各主体が力を合わせて行動する必要があります。



計画の主体及び協働のイメージ



柏崎市 ECO2 プロジェクト*での海岸清掃

第5節 計画の進行管理

本計画を適切に運用するために「PDCAサイクル*」により、1年を単位として、計画の実行、評価及び改善を繰り返し行います。



PLAN

環境基本計画の策定

- ・市民・事業者の意見を広く取り入れ、庁内関係部局と調整を図りながら、本市の環境保全に関する基本方針を定めるため、本計画を策定します。

DO

各主体による計画(施策)の実行

- ・計画の方針に基づき、各主体が環境保全の取組を行います。

CHECK

進捗状況等の点検・評価と報告

- ・計画の進捗状況等を庁内で点検・評価します。また、環境審議会が専門的見地から進捗状況等の点検・評価を行い、翌年度以降の計画の進行に対する助言を行います。
- ・進捗状況等の点検・評価の結果について毎年度「柏崎市の環境」に取りまとめて公表します。

ACT

取組、計画の見直し・改善

- ・進捗状況等の点検・評価の結果を踏まえ、次年度における計画の進行について検討します。
- ・計画の進捗状況や本市を取り巻く社会情勢の変化、新たな環境課題等を考慮し、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

計画の進行管理

